

## 南信州広域連合看護師等確保対策修学資金貸与制度（概要）

|                        |  |
|------------------------|--|
| 対象職種                   | 看護師・准看護師・助産師・保健師   |
| 貸与対象者                  | 看護師等の養成施設に在学する者で、免許取得後、直ちに南信州圏域内の医療機関及び介護・福祉関係機関において、看護師等の業務に従事する意思を有する者。<br>※看護師等とは上記の対象職種を指す。  |
| 貸与人数枠                  | 毎年度、新規貸与者5名以内とし、次の区分による。<br>○新入生募集分 3名以内<br>○在校生募集分 2名以内<br>※各人数枠に満たない場合は、残数をもう一方に振り替える場合がある。  |
| 貸与額                    | 月額50,000円（年額600,000円）  |
| 貸与期間                   | 養成施設の正規の修業期間内（貸与開始月から正規の修学月まで）   |
| 返還について                 | 修学資金の貸与期間が満了、又は貸与決定の取消しとなったときに、返還開始。<br>※ただし、以下の「返還の猶予」「返還の免除」の各欄に該当するときは、それぞれ猶予・免除の対象。  |
| 返還期間                   | 返還となる場合の事実が生じた日の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間。  |
| 返還の猶予                  | 次のいずれかに該当する場合は、その事由が継続する期間中、弁済期の到来していない部分の全額が返還の猶予の対象となる。<br>(1) 貸与決定の辞退・取消し後も在学中のとき（偽り不正等による取消しを除く）<br>(2) 当該養成施設卒業後、さらに他の養成施設に修学した場合<br>(3) 免許取得後、南信州圏域内の「指定施設」に勤務しているとき（疾病・負傷・出産等で就業する施設が定める休業制度の休業中の期間を含む。猶予期間は連合長が認めた期間。） |
| 返還の免除                  | 次の全てに該当する場合は、弁済期の到来していない部分の全額が返還の免除の対象となる。<br>(1) 卒業（修了）した日の翌年の3月末日までに、対象職種資格取得のための試験に合格し、かつ、速やかに免許を取得。<br>(2) 免許を受けた後、直ちに「指定施設」で看護師等の業務に従事。<br>(3) 「指定施設」における看護師等の業務の従事期間が5年に到達。（返還の猶予の対象となる休業期間を除く。）                         |
| 指定施設<br>(返還免除<br>対象施設) | 南信州圏域内の医療機関、介護・福祉関係機関<br>※条例・規則で規定。  |
| 他制度の併用                 | 他の同種の修学資金制度との併用貸与は不可。但し構成市町村及び長野県の制度との併用は可。  |
| 利 息                    | 無利息  |
| 保証人                    | 1人（成年者に限る）   |

※南信州圏域とは、南信州広域連合を構成する区域を指す。

※申込者多数の場合は、別途選考により貸与者を決定する。